

ご家族等の健康保険加入時における“住民票提出義務化”に関するお知らせ

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取り組みに伴い、厚生労働省の省令にて「健康保険の資格取得（保険証の新規発行）に“住民票住所の確認”が必須[※]となります。

つきましては、2023年12月1日より、ご家族等の健康保険加入手続き時には、もれなく住民票（原本）が必要となります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

※2023年12月1日に省令改定の予定

＜参考＞ご家族の健康保険加入時に、市役所等の窓口にて住民票を申請する際の内容

申請する書類	住民票の写し ^{※1}
申請時に追加する項目	
世帯／続柄	必要 ^{※2}
本籍／住所コード	不要
個人番号 (マイナンバー)	任意

※1：住民票の写し＝住民票（原本）を提出（コピー不可）

※2：ご家族がご本人と同居の場合は、ご本人と加入するご家族が記載されている住民票が必要。

ご家族がご本人の住民票住所と異なる場合は、ご本人の住民票と加入するご家族が記載されている住民票がそれぞれ必要。

以下のような事由に当てはまる場合は、その家族の「保険証」と「健康保険被扶養者異動届（減）」をすみやかに届け出てください。

- ◆就職・別居・死亡などにより被扶養者として該当しなくなった場合
- ◆収入が増えて、被扶養者の認定条件を満たさなくなった場合
- ◆仕送り等をやめて生計維持関係がなくなった場合